

2025年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議
包括外部監査評価班
代表 弁護士 光成 卓明

1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となれるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを視る市民自身の監視の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には令和4年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置結果公表したかを評価し通信簿に加えた。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①HPでのアクセス性、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかがわかる通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志23名。弁護士・公認会計士・税理士・市議会議員・市民オンブズパーソンらで構成している。

3. 評価対象

(1) 令和6年度包括外部監査実施全自治体 135自治体(47都道府県、20政令市、62中核市、6条例制定自治体)の全監査報告書 144テーマ

(2) 令和4年度の包括外部監査実施自治体(135自治体)の監査報告書(136テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として令和7年3月31日までに公表されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方自治体の事務事業における①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の検証と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- ① 対象の選定は適切で、監査する意義があるか
 - i 対象の選定にあたって具体的な目的意識があるか。
 - ii 対象の規模・性格に、外部監査する価値があるか。
 - iii 監査対象の範囲は適切に設定されているか。
- ② 監査が充実し、評価が適切であるか
 - i 事実・実態の把握が、遺漏なく緻密に行われているか。
 - ii 適法性の検証が十分に行われているか。
 - iii 3Eの検証が十分に行われているか。
 - iv 監査の視点・手法に斬新さがあるか。過去の優れた監査例が参考にされているか。
 - v 指摘・意見は直截に具体的に述べられているか。実行可能性があるか。
 - vi 個々の問題事例からフィードバックして、一般的・構造的な問題として把握されているか。
 - vii 問題発生に至る経緯・意思形成過程と責任の所在が検証されているか。
 - viii 監査人が過度に安易に妥協をしていないか。
 - ix 当年度の監査対象が過年度に行われた包括外部監査の監査対象になっている場合、過年度監査の指摘・意見に対する措置と措置報告の状況が点検されているか。

- ③ 報告書・意見書の記述は、適切でわかりやすいか。
 - i 自治体や市民が読んで理解しやすい記述になっているか。
 - ii 問題点や指摘・意見の記述は明瞭か。遺漏はないか。
 - iii 監査の視点やプロセスが十分に説明されているか。
- ④ その他
 - i 監査及び監査報告が誠実に行われているか。
 - ii 監査報告において、対象が過度に秘匿されていないか。
 - iii 報酬額と比して明らかに業務量・成果の多い、あるいは乏しい監査報告であるか。
 - iv 検証の過程で、監査人の見解を対象部局に開示してその見解を求め、その回答に対してさらにフィードバックを行って監査人の見解を示しているか。
 - v 他の自治体との比較検討が行われているか。
 - vi 監査テーマの監査を遂げるために必要な補助者が適切に選任されているか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

(2)自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①HPでのアクセス性、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応した措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
 - B…「普通(さらに改良が望まれる)」
 - C…「改善を要する」
 - D…「抜本的に改善を要する」
 - E…「ゼロ評価、最悪で失格」
- の5段階評価をした。

なお、①HPでのアクセス性 は、自治体HP上での措置報告へのアクセスしやすさを以下評価基準で評価した。

- A: 容易に、全部の措置データに行きつける。
- B: 概ね容易に全部の措置データに行きつけるが、途中で迷いやすい場面がある。
- C: 一般市民の場合、全部の措置データに行きつけられない可能性がある。
- D: 班員でも、全部の措置データに行きつけられない可能性がある。
- E: 措置データの一部が掲載されていない。

次に②措置対応度は、指摘事項・意見にどの程度対応しているかを評価した。

100%対応しているはA、80%以上対応しているはB、50%以上対応しているはC、50%未満の対応であるはD、全く対応していないはEとした。

さらに、③説明責任は、良い(報告内容のほぼ全部が評価できる)をA、普通(評価できない報告が全体の20%未満)をB、不十分(評価できない措置報告が全体の20%以上50%未満)をC、非常に不十分(評価できない報告が全体の50%以上)をDとし、報告が全くない(「措置対応度」のE評価に連動する)はEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①②は同倍、③は①②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

5. 評価結果

(1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 令和6年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞3自治体3テーマ、活用賞22自治体23テーマであり、一方、改善要望13自治体13テーマであった。毎年優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しているが、本年度はこれに相当する報告書がなかった。2025年10月25日・26日に現地とオンラインで行う「第32回全国市民オンブズ 大大阪大会2025」にて結果発表を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。

令和4年度～令和6年度の3年連続で活用賞以上を受賞した該当者は、3名(尾藤 望氏(岐阜県)、田口 勤氏(愛知県)、田上 智子氏(堺市))であった。

(2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の令和4年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、東京都、福井県、静岡県、徳島県、さいたま市、千葉市、新潟市、浜松市、盛岡市、水戸市、甲府市、岐阜市、豊田市、豊中市、八尾市、東大阪市、宮崎市、東京都大田区、大阪府泉南市の20自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高(第一位)とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、これらに該当するものがなかった。

一方、2018年版のイエローブックから措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は3年連続で総合D以下の評価2自治体(仙台市、八王子市)の首長に対し、改善を求める要望書を送付する。

6. インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の交通費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR」以外も含めて合計で78名、859,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げるとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

7. 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を6,000円(税込)で販売している。2023年度から、DVD単体でも販売をはじめた(3,000円)。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/>

外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

令和6年度 監査テーマ・評価一覧表

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
岐阜県	1	岐阜県の高齢者介護に関する事業	優秀賞
沖縄県	1	度重なる不適切事案の再発防止並びに現状の内部統制の総点検及び改善に向けた取組み状況の検証について	優秀賞
大阪市	1	経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～	優秀賞
青森県	1	病院局に係る事業管理及び財務事務の執行について	活用賞
埼玉県	1	危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について	活用賞
石川県	1	過年度の包括外部監査に対する措置状況について	活用賞
福井県	1	DXの推進に関する施策に係る財務事務の執行について	活用賞
愛知県	1	官民連携について～PFI事業と指定管理者制度併用施設～	活用賞
	2	包括外部監査結果の対応状況について～措置不要又は改善中のものを中心に～	
京都府	1	府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について	活用賞
大阪府	1	府営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
山口県	1	男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について	活用賞
横浜市	1	委託に関する財務事務の執行について	活用賞
相模原市	1	公共施設管理に係る財務事務の執行について	活用賞
名古屋市	1	名古屋市の包括外部監査の結果に対する措置状況	活用賞
堺市	1	健康福祉局における事務の執行について ～各種高齢者福祉事業、介護保険を中心として～	活用賞
熊本市	1	交通事業に関する事務の執行について～インシデント等への対応状況を中心に～	活用賞
福島市	1	福島市の国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業に係る財務事務の執行について	活用賞
富山市	1	富山市の2病院体制における機能分化及び連携、並びに共通する事務について	活用賞
福井市	1	商工労働部（公営競技事務所を除く）に係る事務の執行について	活用賞
一宮市	1	住宅に関する事業にかかる事務の執行について	活用賞
吹田市	1	債権の管理回収について	活用賞
奈良市	1	基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について	活用賞
久留米市	1	外郭団体に関する事務の執行について	活用賞
那覇市	1	那覇市の人件費～平成30年度監査をふまえた業務効率化の検討～	活用賞
東京都大田区	1	区立図書館の運営に関する事務の執行について	活用賞
岩手県	1	県立試験研究機関の財務に関する事務の執行について	—
宮城県	1	地球温暖化対策に関する財務事務の執行について	—
秋田県	1	「新秋田元気創造プラン」における産業・雇用戦略に関する財務事務の執行並びに事業の管理について	—
福島県	1	県営住宅に関する財務事務の執行について	—
茨城県	1	基金等の管理と運用について	—
栃木県	1	債権管理に係る事務の執行について	—
群馬県	1	農業振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について	—
千葉県	1	公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について	—
東京都	1	生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について	—
	2	政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について	
神奈川県	1	・国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について ・公益財団法人かながわ国際交流財団（財政援助団体等） ・公益財団法人神奈川文学振興会（財政援助団体等） ・公益財団法人神奈川芸術文化財団（財政援助団体等）	—
新潟県	1	試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について	—
富山県	1	外郭団体の経営状況と管理体制について	—
山梨県	1	林政部の財務に関する事務及び出納その他の事務の執行について	—
長野県	1	学校教育に係る財務事務の執行について—新たな教育政策の方向性を支えるために—	—
静岡県	1	試験研究機関の財務事務等について	—
三重県	1	教育に関する事務の執行について	—
滋賀県	1	債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について	—
兵庫県	1	福祉部所管の少子・子育て施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
奈良県	1	補助金等に係る財務事務について	—
和歌山県	1	和歌山県立こころの医療センター及び高等看護学院・なぎ看護学校に関する事務の執行について	—
鳥取県	1	持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）に向けた事業に係る財務事務の執行について	—
岡山県	1	基金に関する財務事務の執行について	—
広島県	1	県税の賦課徴収等に関する財務事務について	—
徳島県	1	指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	—
香川県	1	農業振興に関連した事業に関する財務事務の執行について	—
愛媛県	1	工事請負費その他の工事に関連する財務事務の執行及び管理について	—
高知県	1	高齢者支援事業に関する事務の執行状況及び管理について	—
福岡県	1	観光に関連する事業に関する財務事務の執行について	—
佐賀県	1	人口減少対策事業及び地方創生事業に関する財務事務執行及び事業管理について	—
長崎県	1	県出資団体に関する事務の執行について	—
熊本県	1	道路事業に関する事務の執行及び管理について	—
大分県	1	環境関連施策について	—
宮崎県	1	宮崎県における子育て支援事業に関する事務の執行について	—
鹿児島県	1	鹿児島県における水産振興施策に係る財務に関する事務の執行について	—
札幌市	1	水道事業について	—
仙台市	1	交通局に関する財務事務の執行ならびに事業の管理について	—
さいたま市	1	債権（貸付金を除く）の管理に係る財務事務について	—
千葉市	1	市営住宅にかかる事務の執行について	—
新潟市	1	廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について	—
静岡市	1	静岡市外郭団体の財務事務の執行及び経営管理並びに静岡市の外郭団体の活用及び連携について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）	—
浜松市	1	学校教育に関する事務の執行について	—
京都市	1	保健福祉局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（関連する施設・外郭団体を含む。）	—
神戸市	1	観光振興、観光関連事業に関する事務の執行	—
岡山市	1	学校教育に関する財務事務の執行について	—
広島市	1	教育に関する事業の財務事務の執行について	—
北九州市	1	北九州市の市営バスを中心とした公共交通施策に関する財務事務の執行について	—
福岡市	1	福岡市高速鉄道事業及び関連する事業に関する財務事務について	—
函館市	1	男女共同参画に関する事務の執行について	—
旭川市	1	労務管理に関する事務の執行について	—
	2	空き地空き家対策事業の事務の執行について	
	3	農政部及び土木部所管の施設に関する事業の事務の執行について	
青森市	1	市営住宅に関する財務事務の執行について	—
八戸市	1	指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	—
盛岡市	1	商工振興施策に関する財務事務の執行について	—
秋田市	1	秋田市の人口減少対策にかかる計画、事業の実施および評価に関する事務について	—
山形市	1	子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について	—
いわき市	1	病院事業及び医療提供に係る事業の財務事務の執行及び管理について	—
水戸市	1	教育委員会における財務事務の執行及び管理の状況について	—
宇都宮市	1	公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について	—
前橋市	1	一般会計における補助金に係る財務事務の執行について	—
高崎市	1	子育て支援に関する事務の執行について	—
川越市	1	学校教育に関する事務の執行及び運営管理について	—
川口市	1	高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について	—
	2	市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について	
越谷市	1	公有財産に係る財務事務の執行及び管理について	—
船橋市	1	市営住宅管理及び空家等対策に係る財務に関する事務の執行について	—
柏市	1	産業振興事業に関する事務の執行について	—
横須賀市	1	環境に関する財務事務の執行について	—
金沢市	1	DX及び情報システムに関する財務事務の執行並びに事業管理について	—
甲府市	1	債権管理に関する財務事務の執行について	—
長野市	1	保健所における財務事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
松本市	1	こども部に関する財務事務の執行について	—
豊橋市	1	子育て・教育事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について	—
豊田市	1	公有財産等に関する事務の執行及び管理について	—
大津市	1	大津市のデジタル化推進に係る事務事業の現状と課題について	—
高槻市	1	使用料・手数料等に係る財務事務の執行について	—
枚方市	1	上下水道事業に係る財務事務の執行について	—
八尾市	1	子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について	—
寝屋川市	1	公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について	—
東大阪市	1	下水道の財務事務について	—
姫路市	1	外郭団体等に係る財務事務等の執行について	—
尼崎市	1	外郭団体の財務に関する事務の執行について	—
明石市	1	都市局都市整備室及び道路安全室が所管する事務事業について	—
西宮市	1	高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業について	—
鳥取市	1	教育委員会に関する事務の執行について	—
松江市	1	こども・子育て支援に関する事務の執行について	—
倉敷市	1	観光及びこれに関連する事業に係る施策及び事務の執行について	—
呉市	1	市営住宅に関する事務の執行について	—
福山市	1	公有財産の管理運用に関する財務事務の執行について	—
下関市	1	観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行について	—
高松市	1	使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	—
松山市	1	デジタル化の推進施策に係る財務事務の執行について	—
高知市	1	遊休資産等の財務事務の執行について	—
長崎市	1	長崎市の空き家に関連する政策について	—
佐世保市	1	防災・減災に関する財務・事務執行	—
大分市	1	未利用地の有効活用を中心とした公有財産に係る事務の執行及び管理について	—
宮崎市	1	防災及び災害対応に関する事業の執行について	—
鹿児島市	1	観光に関する事業の執行及び財務事務について	—
東京都港区	1	区政におけるガバナンス視点と内部統制の構築及び運用の状況について	—
東京都江東区	1	環境政策に関する財務事務の執行について	—
大阪府泉南市	1	補助金等に関する財務事務の執行について	—
北海道	1	継続的補助金に関する財務事務の執行について	改善要望
山形県	1	防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望
和歌山県	2	災害医療対策事業、へき地医療対策事業に関する事務の執行について	改善要望
島根県	1	公立大学法人島根県立大学に関する財務事務の執行及び運営管理について	改善要望
川崎市	1	基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について	改善要望
郡山市	1	債権管理～不納欠損について～	改善要望
八王子市	1	生涯学習推進事業に係る事務の執行について	改善要望
岐阜市	1	水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	改善要望
岡崎市	1	地域公共交通に関する財務事務の執行について	改善要望
豊中市	1	会計課が所管する財務に係る事務の執行について	改善要望
和歌山市	1	防災に関する財務事務の執行について	改善要望
東京都荒川区	1	公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ACC）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について	改善要望
東京都町田市	1	補助金等に関する財務事務の執行について	改善要望

令和6年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：岐阜県)

監査人氏名	尾藤 望	監査人資格	弁護士	報告書頁数	報告書 295頁
					概要書 81頁
監査テーマ	岐阜県の高齢者介護に関する事業			委託報酬額 11,000,000円	
監査対象等	岐阜県高齢者安心計画に掲げる介護に関連する事業を中心としながらも、計画外の事業についても予算区分の中での細々事業名を基準に、「介護」等の文字から関連する事業を抽出し、担当課に対するヒアリングも行って「高齢者介護に関する事業」という観点で漏れないように対象を選定。 そのうち、財務の有効性評価の観点から、ある程度の規模の財政上の支出がある部分に限定することで、集中した監査が行えると判断し、当初予算規模が500万円を超える事業に対象を絞り込む。 なお、補助金については、昨年度監査人が実施した補助金に対する監査については、少額の補助金についても指摘・意見すべき状況が散見された経験を踏まえ、金額の多寡に限らず監査対象とし、物価高騰対策交付金は、当初予算ではなく補正予算で予算化された事業であるが監査対象に含めている。 また、高齢者介護に最も関わりが強い高齢福祉課の予算額からして、介護保険事業県負担金が最も大きな支出であり、介護保険事業については、県の役割を踏まえた監査を行うこととし、實際上、介護保険事業の中で県が果たす役割としての監視監督行為が重要と判断し、各地域で運営指導等を担う、県事務所の現地監査を行うほか、県自ら高齢者介護事業を行う県有施設について、それらの運用状況も現地監査を行っている。				
対象選定の理由	以下の4点の理由により対象を選定している。 (1)2025年には、「ベビーブーム世代」が後期高齢者の年齢に達し、高齢者人口は約3,500万人に達すると推計されることから2025年問題とも呼ばれ、日本全体で超高齢社会になるとされている。このような推計からして、今後の高齢者に対する福祉の問題は、重要な行政課題であり、高齢者に関連する予算規模が、今後増大することも予測され、適切な財務事務の執行及び管理が必要な分野である。 (2)県における、これまでの包括外部監査を振り返ると、高齢者福祉そのものを対象とした監査が行われていない一方で、愛知県では、R1度に「高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について」として、高齢者福祉をテーマとし、他県でも同様に高齢者福祉を包括外部監査のテーマとして監査が実施されており、県においても、高齢者福祉に対する監査を実施する意義は大きなものと考ええる。 (3)高齢者福祉に関連する予算を確認すると、監査対象となるR5度の県全体の当初予算は約8,897億円であるところ、高齢者福祉を含めた民生費は、約1,198億円で、全体の13.5%を占めており、その中で高齢者福祉に対する予算規模は、高齢福祉課における老人福祉費をみても約327億円で、民生費の27.3%を占め、中核的な支出となっている。 この老人福祉費の中で大きな割合を占めるのは、介護保険県負担金の約285億円であるところ、介護事業に関しては、県が、県内の介護事業所の指導を行う立場でもあることから、これらの事務執行が適切に行われることが、適切な財務執行に繋がる側面が存在する。 このように県の財政の面からしても、高齢者福祉に関する監査を行う意義は大きいと考えた。				

対象選定の理由	(4) 高齢者福祉に関しては、介護、医療費、生きがい・健康づくり、認知症対策等、県が取り組むべき課題が存在し、その全てを検討することは有意義ではあるが、あまりに広範な検討によっては十分な監査が行えない可能性が存在する。そのため、高齢者福祉の中でも中核的な事業の一つである介護事業を中心に監査を実施することが、上記の財産的規模の面からも有効な監査が行えると判断した。また、県が所有する高齢者施設を始めとする実際の介護事業が適切に行われているかを監査し、介護事業に関連する県の監督状況等を監査することが、高齢者福祉に対する有効な監査が行えると判断した。
監査の視点	主な監査の視点として以下の6項目を掲げる。 ・適法性－事務執行が、適法になされているか ・有効性－事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか ・経済性－事務執行が、より少ない費用で実施できないか ・効率性－事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか ・公平性－補助金の申請手続等において、公平な取扱いをしているか、補助率・額の決定につき、要綱・要領に基づく統一的な運用になっているか ・透明性－補助金が認められる予算編成過程において公表されている、事務事業報告書や補助金の情報などについて、HPに公開し、具体的に説明しているかなど
監査報告書の概要	「序章 監査総論」「第1章 岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業」「第2章 介護保険に関する県の役割」「第3章 介護保険事業に関する県事務所等の役割」「第4章 地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業」「第5章 その他の介護に関する事業」「第6章 県有高齢者施設」「第7章 監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について」「終章 課題と提言」の全9章で構成。 序章は、外部監査の概要、報告書の構成、財務監査の範囲等を述べる。 第1章は県における高齢者福祉事業・介護事業の概要や介護事業を中心に近時の予算の変遷を確認し、本年度の監査対象を決定した経緯を報告する。 第2章は、介護保険に関して、介護保険制度を基軸に、介護保険に関する県の役割と中心的な事業費について、監査の結果を報告する。 第3章は、介護保険事業の適切な運用を行う上で、重要な機関となっていると考え得た各地の県事務所等について、現地監査を行った結果を報告する。なお、県事務所においては老人福祉事業も行っていることから適宜、老人福祉事業に関する監査結果も報告する。 第4章では、介護保険事業に関する予算を確認する中で、近年大きく予算額が増大している地域医療介護総合確保基金に基づく事業が、他の事業とは別にまとめて報告されている。 第5章は、第2章から第4章までに含まれていない、その他の介護に関する事業を各担当課別に報告する。 第6章は、県有高齢者施設について現地監査を行った結果を報告する。 第7章は、全体的な監査結果を踏まえ、監査人が特に整理して評価すべきと判断した項目（成年後見制度、介護人材の確保、在宅医療と介護の連携）を整理し、監査人としての指摘・意見を述べる。 終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言が報告されている。 なお、巻末資料には、「令和6年度 外部監査の日程」、「指摘及び意見の一覧」、「参考報告一覧」、「岐阜県の行政機構図（令和5年4月1日時点）」、「監査対象事業費等一覧」、「監査の視点」、「参照法令」、「参考文献」などが添付されている。

監査に対する 評価	優秀賞
コメント	一昨年度はオンブズマン大賞、昨年度は優秀賞を受賞した監査人であるが、報告書の記載形式は昨年度までと同様に、各監査対象についての概要説明の後に、監査の結果指摘及び意見があるものについては、事実関係→規範→指摘・意見が記載され、監査人が指摘や意見を付した根拠が誰の目にも明らかにされていて分かりやすい。指摘と意見の内容は、収受印がないことや必要添付資料の漏れなどの事務的なものから支出額に対して実施内容が見合っていないことを指摘するものや随意契約の見直しを求めるものまで幅広く、監査の視点に挙げた6点からくまなく監査が行われた様子が見て取れる。 本報告書は個別監査結果のほか、第7章として「監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について」として成年後見制度、介護人材の確保、在宅医療と介護の連携の3つの視点から県の取組の実情と今後の改善に向けた意見を付している。これら意見は監査人の独善的な意見にならぬよう学識経験者へのヒアリングや論文・調査資料の読み込みなどから意見が組み立てられており、特に成年後見制度の活用については具体的方策立案に向けた参考情報を添えるなど県にとって有用な意見になるように配慮されている。 昨年度の監査でも行われていたことであるが、監査人の見解を対象部局に開示してその見解を求め、回答に対してさらにフィードバックを行って監査人の見解が固められており、また、その結果監査中に改善されたものについては、指摘・意見の記載に続いて改善報告としてその内容が記されている。加えて事業の良い点を参考報告として挙げ、部署を越えた行政事務のレベルアップを促すなど、包括外部監査を通じて職員とともに良い行政を作っていこうとする監査人の想いが伝わる内容である。

令和6年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：沖縄県)

監査人氏名	嘉陽田 洋平	監査人資格	公認会計士	報告書頁数	報告書 448頁 概要書 5頁
監査テーマ	度重なる不適切事案の再発防止並びに現状の内部統制の総点検及び改善に向けた取組み状況の検証について			委託報酬額 12,855,700円	
監査対象等	県の全庁的な内部統制についての検証、業務改善及び業務効率化のための意見・提案等、R6年2月に公表された「内部統制総点検報告書」の検証に加え、R5度当初予算に基づき抽出した①私立学校等教育振興費、②公共施設マネジメント推進事業、③医師確保に要する経費、④精神障害者自立支援医療費、⑤こども医療費助成事業、⑥県立農業大学校移転整備事業、⑦水利施設整備事業、⑧沖縄DX促進支援事業、⑨プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業、⑩島しょ型エネルギー社会基盤構築事業、⑪スタートアップ創業支援事業、⑫GoToおきなわキャンペーン事業、⑬沖縄観光コンテンツ開発支援事業、⑭地域連携道路事業費、⑮社総金(道路)8路線、⑯港湾整備事業、⑰道路メンテナンス事業、⑱緊急自然災害防止対策事業、⑲社総金(河川)、⑳砂防関係事業、㉑社総金(公園)、㉒土地区画整理事業、㉓離島空港整備事業、㉔離島港湾整備事業、㉕社総金(港湾)6箇所、㉖ハード交付金(道路)14路線、㉗公営住宅整備事業(県)について監査が実施されている。				
対象選定の理由	県の信頼を損ねる重大事案(宿泊療養施設の原状回復、特別会計における決算の赤字状態、国庫補助事業の国庫債務負担行為(ゼロ国債)手続きの漏れ、議会議決を経ない和解及び損害賠償、PCR検査結果等の個人情報を含む文書紛失、児童相談所で発生した児童わいせつ事案、県庁地下駐車場におけるPFOS等を含む泡消火剤の流出)が複数発生している。 そこで、①その発現の経緯や要因、今後、同様の事象が発生しないための取組み等を検証することは県民の関心度が高い領域であり、②発表された「内部統制総点検報告書」について、外部の専門家の立場から、適切に実施されていることを検証し県民に感じすることは透明性確保の観点かが有意義である、また、③内部統制が適切に整備され有効に運用されているかを検証することは、今後の再発防止の確保及び効果的かつ効率的な県行政運営の改善を図ることに繋がる、④内部統制についてテーマを設定し、県職員の業務の改善及び効率化も念頭に検証することで、貴重な資源たる「人材」の流出するリスクの回避にも繋げたい、などとして、本テーマを選定している。				
監査の視点	主要な内部統制の3E及び合规性が図られているか。具体的には以下の視点である。 (1)全庁的な内部統制における監査の視点は、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応。 (2)業務改善及び業務効率化における監査の視点は、現場職員から挙げられた声と当該要望に係る部局等とのそれぞれの考え方から見える課題解決等。 (3)内部統制総点検報告書(重大事案)における監査の視点は、総点検報告書上の「重大事案」点検の適切性、再発防止策の適切性、整備状況の検証及び運用状況の検証。 (4)個別の対象事業における監査の視点は、財務事務等におけるリスクの把握・評価の状況、内部統制の整備・運用状況、リスクへの対応状況、業務の執行・事業の管理が住民福祉や最小経費最大効果原則・組織の運営の合理化を指向しているか、合规性、内部統制の継続的な見直し、業務効率化、リスクに対する内部統制の構築、業務プロセスに関連する事務遂行の適切性。				

監査報告書の概要	「第1章 包括外部監査の概要」は、テーマ選定理由、主な監査手続などを述べる。 「第2章 監査テーマの概要」は、地方公共団体における内部統制制度の概要と県における内部統制制度の現状等について述べる。 その構成は以下のとおりである。 第1 地方公共団体における内部統制制度の概要 第2 沖縄県における内部統制の方針について 第3 沖縄県の全庁的な内部統制 (1.統制環境、2.リスクの評価と対応、3.統制活動、4.情報と伝達、5.モニタリング、6.ICTへの対応) 第4 沖縄県の内部統制評価報告書について (1.年度毎のリスクの識別数、発現数、発現数など、2.重大事案について、3.各部局に共通されるリスクについて、4.リスクの影響度及び発生可能性(重要性)の判断について、5.沖縄県の内部統制に関する質問(県知事回答)) 第5 新沖縄県行政運営プログラムにおける内部統制の方針 (1.「業務プロセスの見直し」について、2.「内部統制機能の強化」について) 第6 沖縄県の県庁職員の職場環境について (1.外的環境の変化、2.内的環境の変化) 「第3章 監査結果の総括」は、全体的に共通する指摘や意見を中心に、総括的な意見として i「異常事態が発生した場合における事業・業務の優先順位とその対応状況について」優先順位の設定を見直すべき、ii「業務の見直しと組織のコントロール」として知事が責任者として内部統制の運用をコントロールし業務の見直しを実施すべき、iii「リスクの影響度及び発生可能性の目安」についてリスク評価シートの定義を見直し具体化すべき、iv「重要なリスクが認識されていない」、v「事務処理上の確認・承認行為について」事務処理上の確認・承認体制を見直し簡素化すべき、vi「内部統制の対象とする事務の範囲」についてメリハリをつけるべき、vii「支出負担行為書における支出負担行為日について」定義を統一すべき、viii「業務改善及び業務効率化への意見・提案等」について現場からの提案を取りまとめる等の8意見を述べる。 「第4章 監査の結果及び意見(詳細)」は、指摘及び意見の取りまとめ表を掲載し、「沖縄県の全庁的な内部統制への意見・提案等について」公益通報の外部窓口の設置など9意見、「沖縄県の業務改善及び業務効率化のための意見・提案等」として「予算管理の簡素化について(業務効率化)」など16意見、「内部統制総点検報告書」の「重大事案」の検証として「重大事案1 宿泊療養施設の原状回復」につき3意見、「重大事案2 特別会計における決算の赤字状態」につき1指摘・2意見、「重大事案3 国庫補助事業の国庫債務負担行為(ゼロ国債)手続きの漏れ」につき2意見、「重大事案4 議会議決を経ない和解及び損害賠償」につき3意見、「重大事案5 PCR検査結果等の個人情報を含む文書紛失」につき1指摘・3意見、「重大事案6 児童相談所で発生した児童わいせつ事案」につき2指摘・1意見、「重大事案7 県庁地下駐車場におけるPFOS等を含む泡消火剤の流出」につき3指摘・1意見をする。 「第5. 主な事業の取引検証(個別事業)」は上記①～⑳事業について、それぞれ、リスクの認識不足等の指摘や内部統制のリスク対応策が予防的統制に偏っているなどの意見をする。
監査に対する評価	優秀賞
コメント	監査人は、どのように素晴らしい内部統制であったとしてもすべての不備について防止するのは不可能であって、かえって、円滑な業務を妨げ住民サービスの低下につながってしまいかねないとの適切な問題意識のもと、実効性を確保する観点から「重大な不備」につながるおそれがある手続を重点的に検証している。 この観点から、県の内部統制総点検報告書に依拠し再点検するだけではなく、包括的に内部統制の運用状況を総点検している。監査人自身は「外部からの意見をそのまま鵜呑みにする」とに警鐘をならしながらもAIによる審査自動チェック、議会業務負担軽減、リスク影響度の明確化など、多岐にわたる具体的かつ実用性の高い改善策を提案している。 単なる事務改善にとどまらず、監査人自らリスクの重要度の提案をし、また、組織文化や体制そのものの改革を促すなど、活用性が高い。職場環境の業務改善や業務効率化等の提案を職員から求め、当該要望に関係する部局等のそれぞれの考え方について確認を実施している点も目を引く。 事業者名を仮名としている点は残念であるが、県の内部統制の改善の契機となるのみならず、他自治体も参考にすべき報告書といえる。

令和6年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：大阪市)

監査人氏名	川下 清	監査人資格	弁護士	報告書頁数	報告書 209頁 概要書 25頁
監査テーマ	経済戦略局の事務事業の執行について ～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～			委託報酬額 13,000,000円	
監査対象等	(1) 大阪市経済戦略局の事務事業のうち、経済戦略費、観光費、産業振興費、金融対策費、産業技術研究費に関する事務事業 (2) 以下の法人の事務事業 ただし、大阪市が財政的援助等を行っている以下の法人の事務事業については、経済戦略局の事務事業に関連して監査の対象とする。 ア 公益財団法人大阪観光局 イ 公益財団法人大阪産業局 ウ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所				
対象選定の理由	(1) 背景 市ではコロナ禍を取り巻く経済の環境変化を踏まえ、「地域経済成長プラン」の改訂を実施し、「大阪都市魅力創造戦略2025」を大阪府と一体的に取り組む計画として策定した。中長期的な視点に立った産業振興や、大阪・関西万博の開催とその後の国際都市大阪に相応しい新たな賑わいづくりを目指している。 (2) 大阪市経済戦略局の役割 大阪市経済戦略局は、経営課題①イノベーションを生み出す環境づくりと中小企業の振興、経営課題②世界に誇る都市魅力の創造・発信を重点的な経営課題に挙げ、上記の戦略や施策に基づく事業を実施している。①、②の経営課題共に、万博開催を契機と捉えており、①では地元のスタートアップ・イノベーションの創出や投資・企業等を惹きつけるビジネス環境の整備などを進める。②では、国内外の観光客に向けた市内周遊・滞在を促し、様々な地域資源を活かしたコンテンツの造成と、大規模なイベント等による万博機運の醸成、大阪の魅力を活かしたホストシティとしてのおもてなし向上などを目指すとしている。 (3) 大阪市経済戦略局の事務事業を取り上げる意義 本部局の事務事業が今後の大阪の経済都市の発展と市民生活への関連性の高さから重要でありテーマに選定している。少子高齢化の影響が避けられない中で、今後大阪が第二の経済として発展できるかは、万博後も勢いを保ち、加速できるような経済政策を、効率的、効果的、経済的に実施できるかにかかっている。なお、経済戦略局の事務事業が多岐にわたるため、経済戦略、観光、産業振興にかかわる事業を監査テーマとして抽出している。				
監査の視点	監査の視点として、以下の6項目を掲げる。 ① 法規性の視点…監査対象部局等における各種事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則、規定、要綱等に従って、適法かつ公正、公平に行われているか。 ② 3Eの視点…各種事務の執行及び事業の管理に、経済性、効率性、有効性が認められるか。 ③ PDCAの視点…各種事業の実施、進捗管理、これらの評価・改善プロセスは、PDCAサイクルの手法に基づき適切に構築され、運用されているか。 ④ 財政規律の視点…財政規律は維持されているか、財政規律を維持するためのシステムが適切に構築され、運用されているか。 ⑤ 事業継続性の視点…事業の将来的な継続可能性が認められるか。 ⑥ 情報提供の視点…市民等に対し、必要な情報が正確かつ分かりやすく提供されているか。				

監査報告書の概要	「第1部 監査の概要」「第2部 監査対象とした事務事業の概要」「第3部 監査の結果」「第4部 総括意見」の全4部で構成。 第3部は第1章で「経済戦略及び産業振興に関する事業について」19項目、第2章で「観光に関する事業について」13項目を挙げる。指摘（適法性、3E等の観点から改善する必要がある事項）、意見（指摘にはあたらないが、住民福祉の増進や組織及び運営の合理化に資するという目的のもと、改善を検討する必要があると認めらえる事項）として、指摘26、意見83を付している。 第3部第1章の詳細は、①総論、②事務費、③ビジネスパートナー都市等交流事業、④外国人留学生との連携拡大及び起業支援、⑤ATC輸入住宅促進センター事業、⑥商業魅力向上事業、⑦産業振興施設等管理、⑧工業施設管理、⑨小売市場施設管理、⑩商業施設等管理、⑪大阪産業局事業交付金、⑫大阪産業創造館施設管理運営、⑬「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業、⑭大阪デザイン振興プラザ事業、⑮ATCエイジレスセンター事業、⑯ATCグリーンエコプラザ事業、⑰ATC4事業全体に対する意見、⑱イノベーション創出支援補助金、⑲産業技術研究所運営費交付金となっている。 第3部第2章の詳細は、①総論、②大阪観光局事業、③水と光のまちづくり推進事業、④大阪・光の饗宴事業、⑤御堂筋活性化事業、⑥大阪城エリア観光拠点化事業、⑦観光バス乗降場の利便性向上事業、⑧日本遺産連携推進事業、⑨「三都物語」コーディネート事業、⑩阪神堺三都市外客誘致実行委員会事業、⑪観光戦略推進事務費、⑫大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊事業、⑬水と光を活かした東西軸の魅力創出事業となっている。 それぞれの項で事業の内容・目標、指摘・意見とその判断理由をデータや資料の引用も踏まえて具体的に述べているため非常に活用しやすい。また、別冊で包括外部監査の結果報告書(概要版)を作成している。
監査に対する評価	優秀賞
コメント	市は経済・産業分野、観光分野で大阪府や三都市(京都市、神戸市、大阪市とその関連団体)とで合同で設置・運営している事業体も多い。合同で運営され責任の所在や主体性が見えにくい事業もあるが、市の税金を使っている以上、市民にとって真に効果がある運営がなされているのかは厳しく監査しなければならない。 特に大阪府と共同で設置している(公財)大阪産業局については、実施する事業目標の設定方法や3Eの検証、万博後の展望についても本質的に地元の産業振興に資する設定になっているか再考を促す視点も多く参考になる。例えば、「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業では、ものづくりの観点からみると大手企業の参入機会だけでなく、市内中小企業に波及効果を生み、万博後も市内産業振興に寄与するのか事業の検討を促している。 また、多数の施設管理を担うアジア太平洋トレードセンター株式会社(ATC社)の運営については、実質的に市が施設借用を行い、そこにATC4事業(輸入住宅促進センター、エイジレスセンター、大阪デザイン振興プラザ、グリーンエコプラザ)が入る形でほぼ非公募の状態で長期にわたって運営が継続されており、事業委託・収支均衡の取れた運用の在り方について様々な課題を生じていることを鋭く指摘している。 (公財)大阪観光局(DMO)内部での契約事務の合規性、事業報告・進捗管理、KPIの設定などについては、他自治体でも同様の課題がある問題である。また観光関連事業についてもアウトプットの指標だけでなく、実際の集客への効果検証についても提言を行い有用である。特に市が重視する国内外の観光客の周遊性を高める事業提案について、認知度アップのプロモーション施策やイベントがどれだけ効果があったのか、委託先企業の計画性の有無とその監視の必要性など注意すべき点が多い。市だけで運営していない合同事業体であっても、運営負担金などの拠出を通じ理事会等の場で発言を行い、しっかりと契約の履行や費用対効果の検証を行う必要性を説いている。第4部総括意見(203頁～)は監査人の監査を踏まえた意見がまとめられており、外部化された事業の監理についての課題や市の行政目的及び施策との検証の視点など力作である。

包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(令和4年度)

自治体名	令和4年度監査テーマ	措置評価			
		I ア ク セ ス 性	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
青森県	1. 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
東京都	1. 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について	A	A	A	A
福井県	1. スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について	A	A	A	A
静岡県	1. 産業振興に関する施策の財務事務の執行について	A	A	A	A
徳島県	1. 環境政策に関する事務の執行について	A	A	A	A
さいたま市	1. 高齢者福祉事業の財務事務の執行について	A	A	A	A
千葉市	1. 一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について	A	A	A	A
新潟市	1. 経済政策に関する事務の執行について	A	A	A	A
浜松市	1. 防災及び危機管理に係る事務の執行について	B	A	A	A
盛岡市	1. 盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
水戸市	1. 水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	A	A
甲府市	1. 観光振興に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として	A	A	A	A
岐阜市	1. 岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	A	A	A	A
豊田市	1. 産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
豊中市	1. 豊中市強靱化地域計画に関する施策に係る財務事務の執行について	A	A	A	A
八尾市	1. 財産の管理及び運用に係る事務の執行について	A	A	A	A
東大阪市	1. 東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	A	A
宮崎市	1. 学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	A	A	A
東京都大田区	1. 区政におけるガバナンス視点の浸透とその文脈での行政機構の内部統制制度の構築の状況ならびに運用実態の妥当性について	A	A	A	A
大阪府泉南市	1. 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について	A	A	A	A
群馬県	1. 子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	B	B
埼玉県	1. 農林業振興政策に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
神奈川県	1. 水道事業に関する財務事務の執行について	D	A	B	B
岐阜県	1. 岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)	B	A	B	B
兵庫県	1. 港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	B	B
山口県	1. デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
愛媛県	1. 県単独補助金等について	A	A	B	B
高知県	1. 少子化・子育て支援対策事業について	B	A	B	B
静岡市	1. 市長部局及び公営企業における財務事務に関する内部統制の整備状況および運用状況について	A	A	B	B
神戸市	1. 社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について	A	A	B	B
秋田市	1. 補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
郡山市	1. 保育事業などの子育て支援事業に係る事務の執行について	A	A	B	B
前橋市	1. 前橋市教育委員会の学校教育及び前橋市立図書館に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
越谷市	1. 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理について	A	A	B	B
一宮市	1. 補助金に係る事務の執行について	A	A	B	B
大津市	1. 大津市道路及び交通に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
吹田市	1. 指定管理者制度の運用に関する事務の執行について	A	A	B	B
枚方市	1. 委託料に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
尼崎市	1. 市税の賦課・徴収に関する事務の執行について	B	A	B	B

自治体名	令和4年度監査テーマ	措置評価			
		I ア ク セ ス 性	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
松江市	1. 基金の管理と運用に関する事務の執行について	A	A	B	B
倉敷市	1. 市立学校の管理・運営等に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
松山市	1. インフラ施設(一般会計施設)の管理運営に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
高知市	1. 学校教育に関する事務の執行について	A	A	B	B
佐世保市	1. 佐世保市立中学校の財務・事務執行	B	A	B	B
那覇市	1. 出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
東京都町田市	1. 経済観光に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
北海道	1. コロナ禍における重点政策等と財政収入及び支出に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
岩手県	1. 県下水道事業に係る財産事務の執行及び管理の状況について	A	A	C	C
宮城県	1. 道路事業に係る財務事務の執行について	A	C	C	C
山形県	1. 障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について	A	A	C	C
福島県	1. 公社等外郭団体の財務事務の執行及び事務の管理について	C	A	C	C
茨城県	1. 水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	A	A	C	C
栃木県	1. 教育の振興に係る事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
千葉県	1. ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について(特定部局におけるリスクの高い特定の行政分野・事務の執行にICTが効果的に組み込まれ、活用され、適時適切に改造されているかという状況の検証を含む。)	C	A	C	C
新潟県	1. 出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況	A	A	C	C
富山県	1. 人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について	A	A	C	C
石川県	1. 財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	A	A	C	C
山梨県	1. 税外債権の管理に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
長野県	1. 「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～	A	A	C	C
三重県	1. 観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について	B	A	C	C
滋賀県	1. 農政水産部における財務事務の執行について	A	A	C	C
京都府	1. 府税事務所等のあり方について	A	A	C	C
大阪府	1. 警察本部の所管事業に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
奈良県	1. 使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について	A	B	C	C
和歌山県	1. 農業振興に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
鳥取県	1. 強い農林水産業の実現に向けた事業に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
島根県	1. 島根県の住宅施策に関する事務事業について	A	A	C	C
岡山県	1. 岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
広島県	1. 「広島県みなと・空港振興プラン2021」における『みなと振興』に関連する事業(港湾特別整備事業費特別会計含む。)に係る財務事務の執行及び経営管理について	A	A	C	C
香川県	1. 産業振興施策に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
福岡県	1. 県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
佐賀県	1. 公有財産の事務執行及び管理について(固定資産台帳の整備状況を含む)	A	A	C	C
長崎県	1. 長崎県の離島・半島振興に関する事務の執行について	A	A	C	C
熊本県	1. 公有財産に係る財務事務の執行及び管理について	A	A	C	C
大分県	1. 外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について	A	A	C	C
宮崎県	1. 公社等に関する財務事務の執行等について	C	A	C	C
鹿児島県	1. 公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について	A	A	C	C
沖縄県	1. 公社等外郭団体に関する財務事務の執行について	C	C	C	C

自治体名	令和4年度監査テーマ	措置評価			
		I ア ク セ ス 性	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
札幌市	1. 中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	A	C	C
	2. 農業振興に関する財務事務の執行について				
横浜市	1. 横浜市の公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について	B	B	C	C
川崎市	1. 子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
相模原市	1. まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について	A	C	C	C
京都市	1. 水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	A	C	C
大阪市	1. 「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証	A	A	C	C
堺市	1. 外郭団体に係る事務の執行について	A	A	C	C
岡山市	1. 出資金及び基金の執行・管理・運営について	C	C	C	C
福岡市	1. 補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
熊本市	1. 産業振興に関する施策に係る事務の執行について	A	B	C	C
函館市	1. 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について	A	A	C	C
旭川市	1. 社会教育行政に関する事業の事務の執行について	A	A	C	C
青森市	1. 地球環境対策と一般廃棄物処理に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
八戸市	1. 教育委員会の財務事務の執行について	A	A	C	C
山形市	1. 水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	A	A	C	C
福島市	1. 水道事業、下水道事業に係る財務事務の執行状況及び事業の管理運営について	A	B	C	C
いわき市	1. 消防事業に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
宇都宮市	1. 市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行について	A	C	C	C
高崎市	1. 学校教育に関する事務の執行について	A	A	C	C
川越市	1. 環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について	A	A	C	C
川口市	1. 川口市水道事業及び下水道事業等に係る財務事務の執行及び経営管理について	A	A	C	C
船橋市	1. 船橋市の社会教育施設(公民館、図書館、文化施設、青少年教育施設及び博物館)の管理運営及び生涯学習部が実施する社会教育事業に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
柏市	1. 防災に関する事業の財務事務の執行について	A	A	C	C
横須賀市	1. 子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
富山市	1. 指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	A	B	C	C
金沢市	1. 公共施設等総合管理計画について	D	C	C	C
福井市	1. 農林水産事業に係る事務の執行について	A	A	C	C
長野市	1. 行政DXを見据えた、業務に関連する法令・マニュアル等内部統制の状況及び今後のあるべき姿について	A	B	C	C
松本市	1. 公共施設等の維持管理に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
豊橋市	1. 来館施設の管理運営に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
岡崎市	1. 補助金等に係る財務事務の執行について	A	B	C	C
高槻市	1. 市民生活に密着した窓口業務に関する財務事務及び管理について	A	A	C	C
寝屋川市	1. 寝屋川市の債権管理事務について	A	A	C	C
姫路市	1. 財産に関する財務事務等の執行について	A	A	C	C
西宮市	1. 生涯学習、文化芸術、スポーツ及び産業に関する事務事業について	A	A	C	C
奈良市	1. 防災に関する事業の財務事務の執行について	A	B	C	C
和歌山市	1. 情報システムに関する事務の執行について	A	A	C	C
鳥取市	1. 幼児・児童及び高齢者の福祉事業に関する事務の執行について	A	B	C	C
呉市	1. 債権管理に関する事務の執行について	A	A	C	C
福山市	1. 防災に関する事務の執行について	A	A	C	C
下関市	1. 遊休不動産の管理・処分等に係る財務事務の執行について	A	C	C	C

自治体名	令和4年度監査テーマ	措置評価			
		I ア ク セ ス 性	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
高松市	1. 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	A	A	C	C
久留米市	1. 商工行政に関する事務の執行について	A	A	C	C
大分市	1. 農林水産業の振興に関する事務の執行について	A	A	C	C
鹿児島市	1. 一般廃棄物(ごみ及び生活排水)処理についての事業の執行を中心に環境問題に対する取組について	A	A	C	C
東京都港区	1. 多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について	A	A	C	C
東京都荒川区	1. 産業振興施策に関する事務の執行について(中小企業支援を中心に)	A	A	C	C
東京都江東区	1. 指定管理者に係る財務事務の執行及び対象施設の管理運営について	A	A	C	C
秋田県	1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」に関する財務事務の執行並びに事業の管理について	B	D	D	D
愛知県	1. 債権の管理回収について ～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～	A	D	D	D
仙台市	1. 下水道事業に関する財務事務の執行について	D	D	D	D
名古屋市	1. 防災に関する財務事務の執行	A	D	D	D
広島市	1. 財産に関する事務の執行及び管理について	C	D	D	D
北九州市	1. 環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について	A	C	D	D
明石市	1. 下水道事業に関する財務事務の執行について	A	D	D	D
八王子市	1. 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する事業に係る事務の執行について	E	E	E	E
長崎市	1. 出資団体における事務の執行について	E	E	E	E

監査対象事項分類表（令和6年度）

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料・ 税収入減免	広島県、高槻市、高松市
2	財産管理（物品・現金・基金）	茨城県、岡山県、川崎市、豊田市①、豊中市①、 ○奈良市
3	不動産・施設管理 （施設（スポーツ・文化・図書館・ 福祉・公園・動物園等）、指定管理 者）	東京都①、神奈川県①、○愛知県①、○京都府、 徳島県、○相模原市、神戸市①、旭川市①、 八戸市、宇都宮市、川口市①、越谷市、 ○一宮市①、豊田市②、寝屋川市、福山市、 高知市、大分市、○東京都大田区
4	債権・債務（貸付金・未収金・ 資金・債権管理・地方債・借入金・ 債務保証・損失補償）	栃木県、千葉県、滋賀県、さいたま市、郡山市、 甲府市、○吹田市
5	医療・保健（病院・保健所）	○青森県、和歌山県①、いわき市、○富山市、 長野市
6	教育（学校（幼・小・中・高・大・ 職業訓練校）、教育委員会・学校給 食）	長野県、三重県、和歌山県②、島根県、浜松市、 岡山市、広島市、水戸市、川越市、豊橋市①、 鳥取市、松江市
7	試験研究機関	岩手県、新潟県、静岡県
8	部局・出先機関	神戸市②、明石市①
9 公 営 事 業	①地方公営企業に属するもの	
	I 上下水道・農工業用水	札幌市、岐阜市①、枚方市、東大阪市
	II 公営交通	仙台市、北九州市、福岡市、○熊本市、岡崎市、 明石市②
	III 電気・ガス事業	
	②産業振興に属するもの	
	I 産業振興・まちづくり（住環 境整備）	鳥取県①、旭川市②、盛岡市、柏市、○福井市①、 明石市③、長崎市
	II 農林水産・土地改良	群馬県、山梨県、香川県、鹿児島県
	III 観光	福岡県、○福井市②、倉敷市、下関市、鹿児島市
	IV 市場	岐阜市②
	③上記以外の事業	
	I 道路・港湾・河川	熊本県、明石市④
	II 土地区画整理事業・市街地再 開発事業	
	III 自然・環境・ごみ・清掃・ 衛生	宮城県、鳥取県②、大分県、新潟市、横須賀市、 東京都江東区
	IV 住宅	福島県、○大阪府、千葉市①、青森市、船橋市、 ○一宮市②、呉市
	V 公営ギャンブル	◎大阪市

10	特別会計	
11	外郭団体（公社・財団・社団・社会福祉・出資法人・第三セクター等）	東京都②、神奈川県②、富山県、長崎県、千葉市②、静岡市、神戸市③、姫路市、尼崎市、○久留米市
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	北海道、奈良県、前橋市、東京都町田市、大阪府泉南市
13	契約・入札・請負・委託	愛媛県、○横浜市
14	人件費	旭川市③、○那覇市
15	議会・政務活動費	
16	情報システム・DX・デジタル化	○福井県、金沢市、大津市、豊中市②、松山市
17 社会福祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	
	II 子育て・保育園等・児童・高齢者・障害者・介護	◎岐阜県、兵庫県、高知県、宮崎県、京都市、○堺市、山形市、○福島市、高崎市、川口市②、松本市、豊橋市②、八尾市、西宮市
	III 雇用労働施策	
	IV 人口対策	秋田県、佐賀県①、秋田市
18	消防・警察	
19	過年度の外部監査に対する自治体の措置状況	○石川県、○愛知県②、○名古屋市
20	防災・危機管理・安全	山形県、○埼玉県、和歌山県③、和歌山市、宮崎市、佐世保市
21 その他	I 業務改革の推進	
	II 条例に基づく事務執行	
	III スポーツ・芸術振興	東京都③、神奈川県③、東京都荒川区
	IV 情報公開・公文書管理	
	V 事務事業	
	VI 広報	
	VII 地域活性化	佐賀県②
	VIII 不測の事態	
	IX 社会福祉法人指導監督	
	X 窓口業務	
	XI 多様性の尊重	○山口県、函館市
	XII 包括外部監査制度	
	XIII 内部統制	◎沖縄県、東京都港区
	XIV 計画策定・進捗管理	
	XV 生涯学習支援	八王子市

※2024年版のイエローブックから、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

◎包括外部監査の活用 10箇条

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区135店）捜せば出てくる 美味しい料理（3834品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

2. 難しい報告書の易しい読み方…（報告書入手：DVD-ROM と自治体のHP）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いといっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

3. 監査報告書の活用法（市民編…課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我が自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得利権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の要求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。